

みんなじつよー ふくへす育て

ゆめきゃんぱす通信

2015年 9月発行

新潟県少子化対策強化事業スタート

新潟県の出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率も1.43(H26)と低い水準にあります。

(妙高市の合計特殊出生率は、H25年は1.68。H26年は1.71。)

しかし、結婚率の減少があり、妙高市も人口の自然減に歯止めがかかる状況にあります。

新潟県ではこの切迫した課題に対応するため、国に対し有効な少子化対策の施策を提言することを目的に事業を行います。

ゆめきゃんぱすは、この事業に手をあげて3年間行い効果を検証していきます。

【新潟県少子化対策強化事業内容】

①型 仕事と子育て両立支援型（時間的ゆとり対策）

仕事と子育ての両立支援に取り組む企業・団体に、上限150万円補助

②型 第3子からの出産・子育て支援型（経済的ゆとり対策）

第3子以上の子を出生した従業員に対し、教育費を含む子育て費用として200万円支給

③型 第1子からの出産・子育て支援型（経済的ゆとり対策）

第1子以上の子を出生した従業員に対し、子育て費用として50万円支給
(県補助37.5万円+企業・団体負担12.5万円)

④型 (①型+②型) (時間的+経済)

時間的ゆとり支援と第3子からの経済的ゆとり支援の同時達成型

⑤型 (①型+③型) (時間的+経済)

時間的ゆとり支援と第1子からの経済的ゆとり支援の同時達成型

⑥型 (時間的ゆとり対策)

安心して楽しく子育てをすることができる地域実現に取り組む企業・団体に上限150万円補助

～ゆめきゃんぱすの取り組み～ ⑥型 (初子の0歳児親子にとことん寄り添う！！とことん事業！)

初めての子育てをしている母親が、最も子育てに不安を持つと言われている現状。

その上、出産前は何度もあった健診も出産後は減り、集団健診が4か月までなく産後すぐの不安感が大きいです。

産後の早い時期から人と関わることで、子育ての知識を得たり、仲間づくりをしたりしながら先々の不安を軽減し、心にゆとりを持ちながら子育てを楽しむことができるよう支援したいと思います。

○生後1か月～2か月の赤ちゃんとママを対象にした

【ベビママバスケット】(第4木曜の午後 1度だけの集まりになります)

○生後2か月～4か月を対象とした

【BPプログラム】(毎週1回づつ4回連続)

○プレママと0歳児親子を対象に

【おしゃべりん場】(毎月第1・3月曜午後)

どの集まりも保育士や専門家が関わり、相談にのったりおしゃべりしたりお友達づくりをサポートします。

今年も楽しく活動します



【子育て広場のお花見弁当】

春の暖かい日に、中央子育て広場近くの市神社で桜のじゅうたん、桜吹雪の中でお弁当を食べました。みんなで食べるお弁当は、一味違う美味しさでした。「また、みんなでたべた～い。」とリクエストがありました。今度は、トンボが飛んでいる秋かな～。

【ママのための大変なエクササイズ】

筋トレで体の中の軸を取り戻します。産後のママの体をしっかりといたわり、きっちり戻すエクササイズです。毎月第1金曜日 10:20～の15分間のエクササイズタイムでリフレッシュしています。講師は、ゆめきゃんぱす理事の永井綾子さんです。



妙高市では、市民の皆さんがいくつになっても元気でいきいきと暮らせる「総合健康都市妙高」を推進するため、日常生活での運動習慣の定着化に向けた取組みを進めています。

その一つとして、事業所、町内会、学校及び保育園などを通じて、「誰でも知っていて、気軽にできて、理想的な運動」である「ラジオ体操」の普及に取り組んでいます。



ゆめきゃんぱすも、広場の行事や夏休みの児童クラブ、そしてチャレンジ祭りでもラジオ体操を行いました。

小学生のチャレンジは、スカットボールに人間カーリング、スリッパ飛ばしや万歩計を使った(ふなっしー競技)と笑いの絶えないチャレンジでした。

小学生に手伝ってもらい広場の親子は、もぐらたたきや魚釣り、的当てにチャレンジしました。

【児童クラブの夏休み】

暑い暑い夏休み。元気盛りの子供達は更にパワーアップ！

児童クラブ卒のOBもボランティアにやってくれ、みんなで楽しくスイカ割りや水遊びをしました。外で食べた焼きソバの味は格別でした。今年度からアンケートをとり、実費をいただきますが希望者にはお弁当提供や、水族館やトリックアートを見に行ったり、体験教室に参加したりして過ごしました。



保険相談ショップ Support Your Life!
BEST PLANNERS
ベストプランナーズ

申請時に役立つ用語特

市役所、会社、保育園、こども園、ハローワークなどなど、生活していくうえでいろんな申請書を提出する機会がありますが、えっこれなんだろうと思うことが時々ありませんか？ 今回はそんな時に役立ち、代表的な用語を解説してみました。

【証紙と印紙】

収入印紙は、国に払う税金や手数料として使うもの。
収入証紙は、都道府県または一部の市町村に払う税金や手数料など。
印紙は郵便局で、証紙は都道府県指定の銀行等で売っています。
印紙は全国共通ですが、証紙は県ごとに違いますから、
となりの県で買っさてもだめです。
身近な例でいえば高校（県立）受験の時や免許更新時に必要です。



【配偶者】結婚した相手のことを言います。夫の配偶者は妻、妻の配偶者は夫となります。

【世帯主】「世帯」とは、「居住と生計を共にする社会生活上の単位」です。すなわち、世帯を構成する要素として、次の2つが必要となります。

(1) 同居していること。

(2) 生計が同一であること。

よって、同じ家に住んでいるからといって、全員が同じ1つの世帯になるとは限りませんが実態としては生計が全く別ということに無理があるように思われます。

「世帯主」とは、その世帯の生計を維持している者で、その世帯を代表する者として社会一般に認められる者をいいます。単身世帯では、その本人が世帯主となります。

【戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）と抄本（戸籍個人事項証明書）】

謄本：戸籍に記載されている全員の事項が掲載されています。

抄本：戸籍に記載されている一部の人のみが掲載されています。

妙高市は、平成17年からコンピューター化されているため、現在の戸籍の名称が戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書となっています。

【本籍地】

戸籍の所在する場所のことです。本籍地は、転籍届を届け出たり、戸籍編成の際（例：結婚）に、変更できるため、出生地の市区町村や現在の住所地の他、日本国内の地番が分かる場所に置くことができます。ですから、本籍地と住所地が同じとは限りません。そのため、実家の住所を本籍地として、戸籍謄本等を請求した場合、たまたま現住所地と本籍地が一致していれば、住所地の市区町村で問題なく戸籍謄本等の取得ができるが、現住所地と本籍地が異なる場合は、住所地での戸籍謄本等の取得が出来ません。また、住民登録してある市町村では、住民票は取得できます。

NPO、地域団体のホームページのサポートおよび、
地域活動で妙高を支えます！

ご相談・お問い合わせはねおかんぱーにゅ南部
または「サイコー会議」で検索



レッスンや体験レッスンは下記にご連絡ください

リトミックピアノ《ティアラ》

(TEL 090-4734-1559)



・母乳・育児相談
・思春期・更年期相談

助産師

清水圭子

〒944-0013 妙高市高柳1-7-17
TEL・FAX 0255-72-5045

【被保険者】

被とはこうむると読みますので、この場合保険の対象となる人のことを指します。

【同居の親族】

同居の親族とは、同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「配偶者（内縁を含む）」、および「3親等内の姻族」をいいます。

「同居」とは、ひとつの家屋に暮らすことをいいます。

住民票に記載されている住所や扶養関係にかかわらず、

実態として同じ建物で生活をしていれば、同居と

みなされるのが一般的です。「同居」とは、

同一家屋に居しているという意味で、同一生計

（生活費を共用していること）や

扶養（誰かの収入で他の人を養っていること）の有無は問いません。

【マイナンバー】

平成27年10月から日本国内の全住民に通知される一人ひとり異なる12桁の番号を言います。社会保障、税務関係の手続き、災害対策の場面で必要となります。

マイナンバーを活用することにより、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるほか、負担を不当に免れることや、不正な需給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へのきめ細やかな支援ができ、公平公正な社会の実現が可能となります。

また、福祉サービス等の申請時の提出書類が減ることにより、行政手続きも簡素化され国民の負担の軽減が図られます。

身近なところでは、以下のようなものがありますが、いつからどのように行われるか現時点ではわかりません。

・毎年6月に行われる児童手当の申請時の簡略化

・国民年金の第3号被保険者の認定、健康保険の被扶養者認定の手続きの簡略化

・高等学校等就学支援金申請手続きの簡略化

参考：（住民票ガイド、経営ハッカー、教えて!goo）



理想の住まいを
いっしう、いっしょに

AUK 新井有線放送

